

法人のまはり

No. 27

広報 2025



公益社団法人 今治法人会

目 次

今治法人会のご案内	1
事業のご案内	
研修会	2～3
研修会・税に関する広報活動	4
社会貢献活動〈税を考える週間講演会〉	5
租税教室	6～7
小学生の税に関する作文表彰式・親子税金教室	8～9
今治歴史散歩	10～11
コラム	12～13
税務署からのお知らせ	14～17
愛媛県からのお知らせ	18～19
今治市からのお知らせ	20～21

■表紙の写真

今治城の風景

法人 いまばり 広報第27号（春号）

令和7年4月 発行

発行者 公益社団法人 今治法人会 広報委員会
今治市旭町2丁目3-20 今治商工会館3F
TEL0898-31-8191 FAX0898-31-1593

印刷 株式会社ハラプレックス

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

今治法人会は、納税意識の高揚と企業経営・社会の健全な発展に貢献することを目的に、昭和33年に任意団体として設立以来、昭和51年に社団法人、平成25年に公益社団法人となった納税協力団体です。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事業所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、70万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会総連合からの助成金等、会員の皆様のご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

令和7年3月末の会員数は1586社です。1社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

今治法人会の事業

1. 公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け実施しています。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業

2. 共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

- (1) 会員の交流に資するための事業
- (2) 会員の福利厚生等に資する事業

[法人会の会員]

正会員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人の事業所または個人の方

税について理解を深め 仕事に生かしましょう！

令和7年度の予定です

(順次ホームページでお知らせします <https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>)

〈決算期別研修会〉

決算期の留意事項や税法および通達などの改正についての研修会です。

経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料をお渡ししています。

(講師：今治税務署法人課税部門担当官)

本年度の開催日予定

令和7年 6月12日(木)／8月20日(水)

11月5日(水)

令和8年 1月28日(水)



無料

令和7年度

法人税・消費税等決算期別研修会日程のご案内(案)

決算時の留意事項や税法及び通達などの改正について研修いたします。聴講は無料ですので、是非ご出席ください。
◎当日は経営や税務に関する、有益な資料をお渡しいたします。

公益社団法人今治法人会

〒794-0042 今治市旭町 2-3-20
今治商工会館3階

- 会 場 今治商工会館 3F研修室
- 講 師 今治税務署担当官
- 開催時間 全日共 13:30～15:00
- 研修内容・・・会社の決算・申告の實務研修会
税制改正
チェックシート活用説明

【問合せ】 公益社団法人 今治法人会
TEL 0898-31-8191

※ 駐車場は各自お手当てください。

クローズアップ

- ①決算期にかかわらず、いずれの開催月でも出席可能といたしております。
- ②終了後、研修内容に関する質疑応答のお時間を設けております。
- ③一般の方、個人事業主の方でも、聴講できます。

【開催日程】

開 催 日	対象決算期
令和7年 6月12日(木)	4月・5月・6月
8月20日(水)	7月・8月・9月
11月 5日(水)	10月・11月・12月
令和8年 1月28日(水)	1月・2月・3月

【会場案内図】



研修会の日程は、公益社団法人今治法人会ホームページでもご覧いただけます。

日程・場所の変更がある場合は、ホームページにてお知らせいたします。

そのほか、最新の情報をご案内しておりますので、ご利用下さい。

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>

主催：公益社団法人今治法人会、今治税務署

〈自主点検チェックシート説明会〉 年4回

法人会自主点検チェックシート(国税庁後援)は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスを向上させ、税務に関するリスクの軽減に役立つものです。活用方法について説明します。

(講師：今治税務署法人課税部門担当官)



無料

〈簿記講座〉 9～10月

記帳から決算まで短時間でマスターできる複式簿記初級コースです。現役の税理士の先生が豊富な実例を挙げて指導してくださるので実務に役立つ内容です。

(今治商工会議所共催)

令和6年度は

9月10日～10月29日(毎週火・金)18:30～20:30
15回の研修でした。



※別途テキスト代が必要です

無料

〈経理担当者養成講座〉 11月

経理（実務）担当者の日常業務及び決算業務の処理に関して必要不可欠な知識を、税理士の先生をお迎えし、わかりやすく解説していただきます。
日常会計実務（注意点）を集中して学べます。



無料

〈年末調整説明会〉 11月

税務署が行っていた「年末調整説明会」は、今治法人会で開催しております。
法人会では、年末調整事務等の疑問・質問の解決のお手伝いをします。

（講師：今治税務署法人課税部門担当官）



無料

〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉 1月

今治税務署管内事業所の青年経営者・女性経営者および従業員を対象に、様々な税をテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけるための研修会です。



写真は令和6年度

青年部会：今治税務署 額田税務署長『タンス預金について』

女性部会：能力開発システム研究所 木曾千草氏
『あなたが輝く「魅力ある経営者のためのイメージ戦略」』

無料

〈新設法人研修会〉 1月

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

（講師：今治税務署法人課税部門担当官、
社会保険労務士）

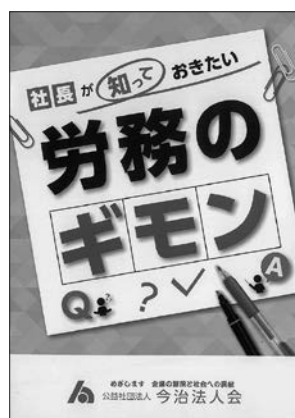
無料



* やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。

* お問い合わせ 公益社団法人今治法人会（TEL 0898-31-8191）

今治法人会では企業経営に役立つ資料・冊子を無料で配布しています。
ぜひご活用下さい。



【税に関する広報活動】

成人式

新成人（今治市内1,450人）に、納税義務や税の役割についての冊子「もっと知りたい税のこと」（財務省）を配付しました。



確定申告の広報活動

今年の確定申告の今治税務署窓口での相談・申告書の受付は令和7年2月17日（月）から3月17日（月）でした。

毎年この時期に女性部会は、今治税務署玄関前に花のプランターを設置しています。



税を考える週間講演会

国税庁が毎年実施している『税を考える週間』に、税の意義や役割について理解を深めていただくため一般の方も参加していただける講演会を開催しています。

令和6年度 税を考える週間講演会を開催しました

令和6年11月12日(火) 今治国際ホテル

【第1部】「税金のリフレーミング」

講師：今治税務署長 額田耕司氏

【第2部】「令和の新札

—渋沢栄一、津田梅子、北里柴三郎の話—

講師：歴史作家 多摩大学客員教授
河合敦氏



これまでの「税を考える週間講演会」実績

平成21年度	江口克彦氏	(地域主権型道州制とは何か)
平成22年度	見城美枝子氏	(21世紀は水と土の時代)
平成23年度	五木寛之氏	(いまを生きる力)
平成24年度	岸博幸氏	(政治の混迷と日本経済の展望)
平成25年度	石原良純氏	(石原家の家族愛&自然への想い)
平成26年度	伏見俊行氏	(朗読劇「未来へ」、中国・アジアでの税務対応)
平成27年度	永濱利廣氏	(日本の財政・現状と展望)
平成28年度	須田慎一郎氏	(いま起こっていることこれから起こること)
平成29年度	長谷川幸洋氏	(激動する世界 ～日本の針路を考える)
平成30年度	池谷裕二氏	(AIと脳の未来)
令和元年度	飯田泰之氏	(日本経済の今後と地域経済の課題)
(令和2～4年度 コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)		
令和5年度	兵頭慎治氏	(ウクライナ戦争の現状と展望)

本年度も「税を考える週間講演会」(11月)を予定しています。

「地域社会への貢献を目的とする事業」として一般の方にも聴講していただける講演会・セミナーを開催する予定です。詳細は「今治法人会ホームページ」でご案内いたします。

租 税 教 室

『今治市・越智郡租税教育推進協議会』は今治税務署、今治市・上島町の教育委員会、県市町の税務関係機関、納税関連団体(四国税理士会今治支部・今治法人会・今治間税会)などで構成された、「租税教育の推進と充実」を目的に租税教室への講師派遣や副教材の作成などの活動をしている団体です。今治法人会は協力団体として、今治市や上島町の学校で租税教室の授業を行っています。

〈令和6年度〉中学校7校

今治市立桜井中学校 (10月11日)

今治市立日吉中学校 (10月23日)

今治市立南中学校 (12月5日)

今治市立立花中学校 (10月18日)

今治市立大西中学校 (11月22日)

今治市立玉川中学校 (10月22日)

今治市立北郷中学校 (11月29日)



〈令和6年度〉小学校13校

今治市立乃万小学校（5月10日）

今治市立富田小学校（6月10日）

今治市立大三島小学校（6月19日）

今治市立立花小学校（6月27日）

今治市立常盤小学校（10月25日）

今治市立波止浜小学校（5月31日）

今治市立鳥生小学校（6月11日）

今治市立国分小学校（6月21日）

今治市立吉海小学校（7月10日）

今治市立桜井小学校（6月3日）

今治市立日高小学校（6月14日）

今治市立吹揚小学校（6月25日）

今治市立波方小学校（10月15日）



小学生の税に関する作文表彰式・親子税金教室

令和7年1月25日 今治国際ホテル

◆◆ 第17回小学生の税に関する作文 入選者表彰式 ◆◆

今治法人会が夏休みに募集した「第17回小学生の税に関する作文」(小学6年生対象)の入選者の表彰式です。今治税務署長・今治市長・各納税団体の代表より受賞者へ表彰状と記念品が授与されました。ご家族や来場者から盛大な拍手が送られ笑顔あふれる式となりました。



◆◆ 親子税金教室 ◆◆

表彰式終了後、「親子税金教室」を行いました。

『税務署をあらわす地図記号は』『オリンピックの報奨金には税金はかかるか』『小学生一人にどのくらい税金が使われているか』など、身近な税の問題にとっても盛り上がりました。

税金について考え興味を持っていただけたと思います。



「小学生の税に関する作文表彰式・親子税金教室」の様子は、今治 CATV でニュースとして放送されました。広く市民の皆さんにもご紹介することができました。

税の作文優秀校（学校賞）

【最優秀校】

日高小学校

【優秀校】

立花小学校

乃万小学校

富田小学校

大西小学校



主催 公益社団法人今治法人会
後援 今治市 今治市教育委員会 上島町 上島町教育委員会
今治税務署 今治市・松尾郡税務署・海部郡税務署
富田東部支庁庁舎 四国税務士会今治支部 今治税務会
今治地方教育事務所税務相談課 今治CATV株式会社

今治歴史散歩

大 成 経 凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第37回は、2025年5月に1150年式年祭を迎える鳥生地区の三嶋・祇園神社の由緒を歴史散歩したいと思います。

第37回 鳥生の三嶋・祇園神社

●鳥生の三嶋神社

神社名に「三嶋」や「大山祇」（大山積）がつく場合、多くが祭神に大山積神を祀り、大三嶋宮浦の大山祇神社の末社となります。その数は全国に1万社余りを数え、鳥生地区の三嶋神社もその一社となります。

その起源は『三嶋宮御鎮座本縁』などによると、飛鳥時代の崇峻天皇2（589）年までさかのぼります。異国からの侵略者・鉄人を、当地方の豪族・越智益躬が播磨国で撃退します。凱旋した益躬は、越智郡木の下^{きもと}の浜に上陸し、^{さかき}榊の大樹の枝に鏡をかけて大山積神を祀りました。すると、この木に多く白鳥が巣を作って雛が生まれたので、同所を「鳥生の宮」と称するようになります。当社が現在地へ移ったのは明治2（1869）年のことで、もとは500m東の新田字宮の本にありました。以来、三嶋神社と祇園神社の二柱の神をお祀りしています。

以上が、鳥生の地名の由来であり、同地区における三嶋神社の由緒となります。この白鳥は「白鷺」を意味し、白鷺が大山積神のつかわしめの由縁ともなっています。益躬は越智氏の祖とされ、当所に館を設け、^{なきから}亡骸は蔵敷地区に葬られたようです。^{かんべ}鴨部神社の大楠がその目印のようで、同社は益躬を祭神とし、付近には「樹ノ本」の小字が残ります。隣接する東禅寺は益躬の創建と伝わり、同氏を祖に仰ぐ河野氏によって後に再興されています。



越智益躬を祀る鴨部神社（今治市蔵敷町）

●三嶋大祝氏と鳥生の関係

大山祇神社の神職を担う大祝氏^{おおほうり}も、越智氏を祖に仰ぎます。『三嶋大祝家譜資料』などによると、その三嶋大祝氏の宗家は、初代・大祝安元の頃に越智郡高橋郷の別名塔本^{べつみょうとうのもと}（日高地区）に屋敷を構えていました。その塔本の小字の近くには、鎌倉時代後期造立と思われる^{はしだに}端谷五輪塔群があり、大祝家墓地と考えられています。現地に屋敷があったのは天正2（1574）年までで、その後は鳥生郷に移住し、大切な神事や社用がある時に大三嶋へ赴いていました。このため、今治（府中）でも諸事がこなせるよう、別宮大山祇神社が勧請されました。

同家に転機が訪れたのは、江戸時代の延宝3（1675）年のことでした。今治・松山の両藩主（共に久松松平氏）は、38代大祝安朗に対して、今治領鳥生村から松山領宮浦村へ移るように命じました（三嶋姓を称するのは40代安躬の頃から）。一方、安朗の弟・安賢は今治城下に留まり、2代藩主松平定時に7石2人扶持^{ふち}で召し抱えられて河上姓を称します。蒼社川改修工事で功績をなした河上安固^{やすかた}は、安賢の孫にあたり、安固の子・安重^{ふるどい}の代から古土居姓に

改姓しています。祇園町に安固の墓があるのはそのため、その近くにかつて鳥生大祝屋敷がありました。現在、三嶋・祇園神社の境内にある御鉾社は、大祝家の先祖を祀る社でした。

●鳥生の祇園神社（祇園さん）

日本三大祭りの一つで知られる京都の祇園祭りは、疫病^{しやうじよ}消除を目的に平安時代から始まった八坂神社の祭礼です。その末社にあたるのが鳥生の祇園神社で、本社同様に「祇園さん」として親しまれ、当地方で有名な夏の年中行事となっています。

大正3（1914）年8月5日の賑わいが、海南新聞の記事（同9日付）から浮かび上がります。「蒼社川の賑、というタイトルで「当日は朝来氷・西瓜・菓子^{やしか}の各売店のほか見せ物などいずれも蒼社川原に場を構え、参詣者は午後四時頃より出初め午後八、九時頃は今治町より同神社まで約二十丁（約2km）の県道は人をもって埋め、自転車・腕車（人力車）は通行の余地なく、また神社境内は勿論さしも広き蒼社川原及び橋上は人をもって埋めたる盛況なり」とのことでした。

令和の現在は、川原にこそ出店はありますが、境内にかき氷・りんご飴^{あめ}・金魚すくいなどの出店が多く立ち並びます。拝殿前参道には疫病消除・病氣平癒を目的に輪越^{わごし}が設けられ、授与所では人形に家族名を記した夏越御形代^{なごしおんかたしろ}を納める氏子の姿を目にします。

また、境内には「獅子舞発祥ノ地」碑もあり、明治初年に氏子の高山重吉^{こうやま}が上方から獅子舞芸能の技を伝えたようです。これが乃万・大西・玉川地域^{でんば}へ伝播し、当地方の獅子舞のもとになったと伝わります。三嶋神社の春祭りでは、神輿運行以外に獅子舞と奴行列が観衆の呼び物となっています。



鳥生祇園さんの輪越し（2024年7月撮影）



大正期ころの木橋の蒼社橋（絵葉書より）



鳥生獅子連中の獅子舞芸能（2023年5月撮影）

部下指導 ―「傾聴と共感」をお勧めします

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆アドバイスには「毒」があることに注意

食品製造会社の営業マネジャーとして後進の育成に当たっている40代後半のAさんから「いやー参りました。良かれと思って注意しているんですが、うまくいきません」という相談を受けました。「このままでは入社3年目の若手との溝が広がっていくようで不安です」とも語りました。実際、Aさんはどうしていたのか。

顧客である卸売り先を増やすために、ターゲットとする会社のリストを渡して訪問営業を指示しました。しかし、3か月たっても契約は3件。会社が作成した説明書を渡すだけで、訪問先の担当者との会話はほとんどないことが分かったのです。「ダメじゃないか。そんなやり方なら素人でもできる。ちゃんと言葉で話さないと信頼してくれない。やり直しだ」といくつかアドバイスしました。若手社員はAさんの話をうつむきながら聞くだけで、翌日は出勤しませんでした。

Aさんには、若手育成のためのコミュニケーションに問題があることを指摘しました。アドバイスには「今のやり方ではダメ」というメッセージが背後にあり、相手を責める「毒」のような働きをしてしまう恐れがあることを伝えました。Aさんには、自分が入社した時代の上司からの叱咤^{しった}激励が念頭にあったことが分かり、社会風土が変わった現代にはあまり通用しないことも指摘しました。

◆SNS時代、共感と傾聴が望まれています

Aさんは良かれと思ってアドバイスをしたのですが、部下との人間関係が築けない状態になりました。いま上司に求められるのは、「傾聴と共感」の姿勢です。なぜ成績を上げられなかったのか。自分の意見は控え、まず社員の話を聞き、うんうん、そうか、なるほど、と対応することが求められている時代です。私はあなたの話を聞いていますよ、というメッセージを出している対応です。うなずきやあいづちを入れて構いません。むしろぜひ心がけてください。「上司は私の話を聞いてくれた。よかった」と部下も受けとめるでしょう。お互いが分かり合える関係になった段階で、アドバイスが効果的になります。

傾聴と受容と共感とは、カウンセリングの基本です。アメリカの心理学者カール・ロジャーズが提唱したロジャーズの3原則があります。それは①共感的傾聴、②無条件の肯定的関心、③自己一致です。①は相手の気持ちをくみとって聞くことに集中する姿勢です。②は相手の話を善悪の評価、否定もしないで聞き、なぜそう考えるようになったのか、その背景に肯定的関心を持って対応することです。③自己一致とは、話が分かりにくい時は分かりにくいと伝え、真意を確認することをいいます。分からないことをそのままにしておくと、心の触れ合いは生まれません。相手に対して自分に対しても真摯^{しんし}な態度で聞いてください。職場の上司はカウンセラーではありませんが、この精神を理解し、部下指導に当たることを心がけていただきたいと思います。職場では①だけでも十分でしょう。

SNS時代を背景に、今回は人間関係の処方箋として、カウンセリングマインドと呼ばれるコミュニケーション技法を説明しました。職場の同僚と話し合っ

【筆者紹介】 柏木 勇一（かしわぎ・ゆういち）

大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

歩く目標は1日1万歩？

一般社団法人 L u m e d i a

運動を始める際に多くの人が最初に考えるのは、ウォーキングです。実際、スポーツ庁が令和5年度に実施した「この1年間に行った運動・スポーツの種目」に関する調査では、ウォーキングが最も多く、アンケート回答者の60.9%が行っていました。ただ、「ウォーキングをしよう！」と決意しても、「どれくらい歩けばいいんだろう？」と疑問に思うことがあるかもしれません。特によく聞くのが、「1日1万歩、歩かないといけないの？」という問いです。この記事では、その疑問について掘り下げます。

「1日1万歩」という目安が登場したのは、2000年に厚生労働省が開始した国民健康づくり運動「健康日本21」の中です。これは少子高齢社会における生活習慣病の予防や健康寿命の延伸などを目的とした取り組みです。身体活動量と死亡率の関連を調べた疫学的研究で、週2000kcal分の運動をしている人の死亡率が低かったことから、それを歩数換算して1日1万歩が目安とされています。ただし、この研究は1986年のもので、歩数と死亡率を直接評価したものではありません。

その後、「健康日本21」は定期的に改定され、2023年に発表された「健康日本21（第三次）推進のための説明資料」では、20～64歳では1日8000歩、65歳以上では6000歩を目標とすることが示されています。1万歩という目安が出された当時よりも、歩数と死亡率に関する研究が進んでおり、例えば、約5万人を対象とした国内の研究（※参考文献）でも、歩数が増えるほど死亡率は低下しますが、60歳以上では1日6000～8000歩、60歳未満では8000～1万歩で効果の頭打ちが確認されています。このように、「1日1万歩」よりも少ない歩数で十分な健康効果が得られる可能性があります。

また、目標歩数に達しなければ意味がないということもありません。この目標は最終的な目標であり、まずは自分の現在の歩数を知ることが重要です。歩数計や携帯電話、スマートフォンなどを使えば簡単に測定できます。最近のスマートフォンには標準で歩数計測機能が備わっているものが多いため、自分が普段どれくらい歩いているのかを確認しましょう。そして、現状から1000歩増やすことを最初の目標に設定するのがおすすめです。これは1日10分間に相当します。いきなり高い目標を設定すると、けがのリスクが高まり、続ける意欲が削がれる可能性があります。そのため、最初は普段より1000歩多く歩くことから始めるのが良いでしょう。

〈まとめ〉

- 1日1万歩は古い
- 20～64歳では1日8000歩、65歳以上では6000歩を目標に
- まずは、1日+1000歩から

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

※参考文献 Paluch AE, et al. Lancet Public Health. 2022



【筆者紹介】一般社団法人 L u m e d i a

誰にとってもわかりやすい「正しい医療情報」を届けたいという思いで設立。医師主導で「科学的根拠のある医療情報」を届けるニュースサイト「L u m e d i a（ルメディア）」を運営している。

はじめましょう！ 経理業務のデジタル化

～正確性向上・業務の効率化へ～

現 状

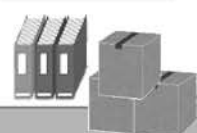


手入力・確認

支払や記帳

各種書類の分類

書面で保存



日常業務をデジタル化

クラウド会計ソフトや AI-OCR, 電子帳簿の導入のほか、振込・入金等に係る事務をデジタル化

多種多様な書類



OCR 読み取り
(AI-OCR)

スキャン
(スマホ・スキャナ)

インターネット
バンキング



自動的に
分類・仕訳



取
込
・
仕
訳
を
自
動
で

手間が省けて
助かる～

クラウド会計ソフト等

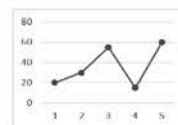


生産性の向上

- ① データの入力から確認までの事務量・負担が軽減
- ② リアルタイム（リモート）で経営状態が確認可能
- ③ 書面での保存が不要、保存コストの削減

経営分析

リアルタイムで経営状況を把握



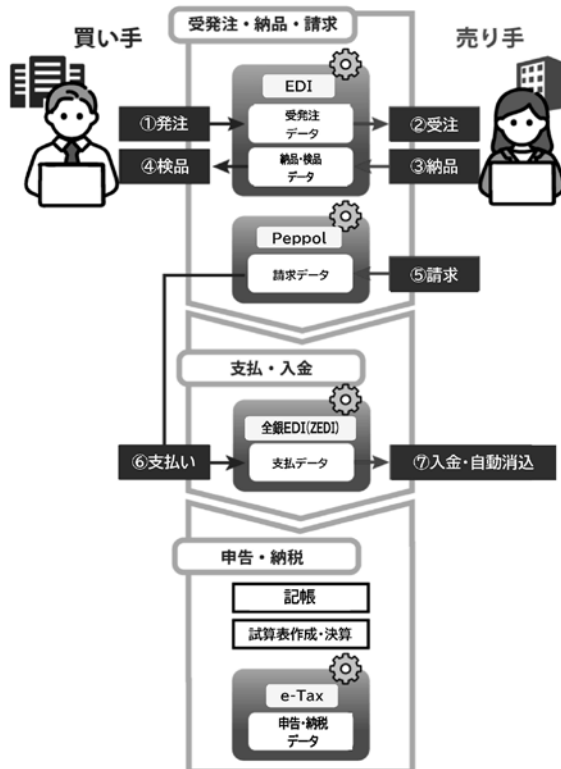
データ保存

自動で保存
(電子帳簿保存法対応)



ペーパーレス

デジタル化による一貫した処理イメージ



税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となります。

全銀EDI^(注1)やPeppol^(注2)などを活用して一貫したデジタル処理が実現することで、事業者の方の生産性の向上に加え、経営の高度化が期待されます。

詳しくは以下のQRコードをご覧ください。

※QRコードをスマホ読み取り 又は タップしてください ↓

全銀EDI
(一社)全国銀行協会



Peppol (ペポル)
EIPA デジタルインボイス推進協議会



(注1) EDIとは、「Electronic Data Interchange (電子データ交換)」の略称で、企業などがコンピューターをネットワークで繋ぎ、企業間で伝票や請求書などを電子データで自動的に交換することです。

(注2) Peppol (ペポル) は、電子化した請求書などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書の仕様」、「運用ルール」、「ネットワーク」に関する世界標準規格です。

税に関するデジタル関係施策のご紹介

国税庁では、税務行政のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を進めることで、納税者の皆様の利便性向上を目指しています。詳しくは以下のQRコードからデジタル関係施策の紹介ページをご覧ください。

※ QRコードをスマホ読み取り又はタップしてください。



スマホ申告

電子納税証明書

e-Tax

マイナンバーカードの
普及・利用促進

キャッシュレス納付

マイナポータル連携

年末調整の電子化



チャットボット

添付情報の自動化

大企業の方は
こちら



中小企業の方は
こちら



個人事業主の方は
こちら



※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

消費税の期限内納付のために **インボイス発行事業者の方必見!**

計画的な納税資金の積立てを!

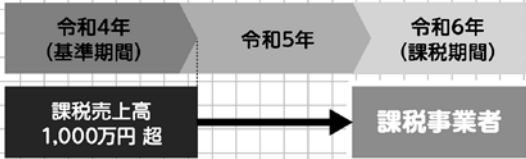


Point

消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

Point

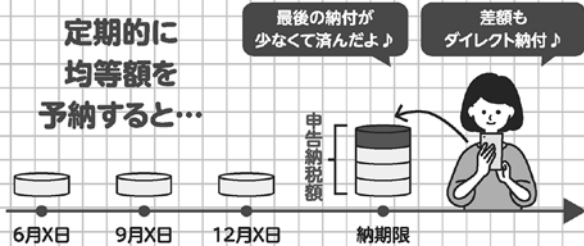
計画的な納税資金の積立てには『予納ダイレクト』が便利です!

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
 - 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
- 定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。



詳しくは、**国税庁ホームページ**

「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



計画的な納付で、安心! 確実!



納税額・積立額の目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (左記に該当 するものを除く) など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する納税額 の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和6年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、約**1.7万円**になります。

Point

インボイス発行事業者の方へ! 『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページへ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」へ



●計算イメージ

$$\text{売上げの消費税額} - (\text{売上げの消費税額} \times 80\%) = \text{売上税額の2割 納付する税額}$$

仕入れや経費の消費税額

●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7



ご注意ください

※インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、令和5年分では最大3か月間(10・11・12月分)の取引が申告の対象でしたが、令和6年分では1年間分の取引を申告する必要があります。

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
TEL0120-205-553
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧



選べる便利な
納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

＼ 納付書不要で納付できます! /

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネット バンキング等による 電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「OOPay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

詳しくは、国税庁
ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付書の送付はありません。



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、国税庁
ホームページへ



令和7年度の自動車税種別割の納期限は、 令和7年 **6月2日(月)** です！



納期限までに
忘れずに納付
してください！

愛媛県 こみきゃん



愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん

手のひら県庁（えひめ電子申請システム）サービス開始！

インターネットやスマートフォンを使用して、夜間・土日・休日でも住所変更の届出が可能になりました。

えひめ電子申請システム（手のひら県庁） https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_initDisplay.action

自動車税種別割のQ & A

Q 1 他人に譲った自動車の自動車税種別割納税通知書（以下「納税通知書」）が届いたのですが？

A 自動車税種別割は、4月1日現在の所有者がその年度分を全額納めることになります。3月31日までに名義変更されていないと翌年度も課税されますので、運輸支局で移転登録をしてください。

Q 2 車検が切れている自動車にも税金はかかるのですか？

A 運輸支局で抹消登録の手続きをしないと、いつまでも自動車税種別割がかかります。抹消登録をすると、翌月以降の税金が月割りで還付されます。

Q 3 納期限を過ぎたらどうなるのですか？

A 納期限を過ぎますと、納める税額のほかに原則として延滞金がかかります。納付に応じていただけない場合は、地方税法に基づき差押等の厳正な滞納処分を行うこととなりますので、十分注意してください。

Q 4 自動車税種別割の納税通知書が届かないのですが？

A 住民票を移しただけでは、納税通知書の住所は変わりません。納税通知書は、原則として車検証の住所地に送付されますので、運輸支局で住所変更（変更登録）の手続きをしてください。

なお、個人名義の普通自動車に限り、一時的に納税通知書の送付先変更を希望される場合は、県地方局に連絡していただくか、インターネットによる電子申請をお願いします。

※納税通知書の送付先変更に関する県のHP
<https://www.pref.ehime.jp/page/1652.html>

Q 5 税額が昨年度より上がっているのですが？

A グリーン化税制により、環境にやさしい自動車の開発・普及を促進するため、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなる一方、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税負担が重くなっています。



自動車税種別割の納付がより便利に！ ～いつでも・どこでも・かんたんに～



1. クレジットカード及びインターネットバンキングによる納付

パソコンやスマートフォン等からクレジットカード又はインターネットバンキングで納付ができます。

「地方税お支払サイト」から納付書表面に印刷されている eL-QR（地方税統一 QR コード）を読み込み、画面表示に従ってお手続きください。

※ eL-QR（地方税統一 QR コード）が印刷されている納付書のみ利用可能です。
（期限を経過した納付書は除く）

※クレジットカードは納付金額に応じて手数料が発生します。インターネットバンキングは利用する金融機関によっては手数料が発生する場合があります。



「地方税お支払サイト」
はこちらへ

2. スマートフォン決済アプリによる納付

利用したい決済アプリを起動し、納付書表面に印刷されている eL-QR（地方税統一 QR コード）を読み込んでください。

※利用できるアプリは、地方税お支払いサイトのスマートフォン決済アプリ一覧をご確認ください。
（『地方税 スマホ』で検索）

※手数料はかかりませんが、アプリのインストールや利用時にかかる通信料は利用者のご負担となります。

※ eL-QR（地方税統一 QR コード）が印刷されている納付書のみ利用可能です。（期限を経過した納付書は除く）

3. 口座振替による納付

口座振替をご希望の方は、金融機関等に備えております「口座振替納付届」によりお申し込みください。

令和8年1月末までに申し込んだ場合、**令和8年度分から**口座振替での納付になります。

注意事項

- 口座振替による納付手続きをされている方は、上記1及び2での納付はご利用できません。
- 自動車税種別割の納付確認の電子化により、車検を受ける際は、納税証明書の提示が省略できることから、**上記1～3の方法で納付した場合、領収書や車検用の納税証明書は送付されません。**なお、納付確認ができるまでに3週間程度かかりますので、納付後すぐに車検を受ける必要がある方は、納税通知書を使って金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付いただき、受領した納税証明書を車検時に提示してください。

詳しくは愛媛県のホームページ又は地方税お支払サイトをご覧ください

- 県税の納付方法について <https://www.pref.ehime.jp/page/1630.html>
- クレジットカード及びインターネットバンキング納付 <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=howto>
- スマートフォン決済アプリ https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application
- 口座振替 <http://www.pref.ehime.jp/page/1631.html>

【お問い合わせ先】

○自動車税種別割に関すること

東予地方局 課税課 ☎0897-56-1300

○納付及び納税証明書に関すること

今治支局 税務室 ☎0898-23-2500

※軽自動車については、市役所又は町役場へお問い合わせください。

○自動車税環境性能割に関すること

中予地方局 課税課 ☎089-957-6621

○自動車の登録等に関すること

愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076

※ QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

今治市の市税賦課徴収状況

今治市市税徴収状況

(単位：千円)

税目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	収入済額	収 納 率	収入済額	収 納 率	収入済額	収 納 率
個人市民税	6,725,923	98.25%	6,903,779	98.25%	6,755,846	98.06%
法人市民税	2,469,773	99.62%	2,793,569	99.55%	2,594,499	99.50%
固定資産税	10,040,851	98.18%	10,190,818	98.24%	10,200,562	98.20%
軽自動車税	604,409	96.78%	625,691	96.96%	637,189	96.98%
市たばこ税	1,037,096	99.997%	1,088,859	99.997%	1,082,118	100.00%
入 湯 税	4,591	100.00%	7,182	100.00%	7,767	100.00%
一般市税計	20,882,643	98.42%	21,609,898	98.46%	21,277,981	98.36%
現年課税分	20,744,696	99.42%	21,509,532	98.46%	21,183,375	99.36%
滞納繰越分	137,947	39.31%	100,366	33.23%	94,606	30.30%

(固定資産税には国有資産等所在地交付金、軽自動車税には環境性能割を含む)

※端数処理の関係上、合計と一致しないことがあります。

個人市民税調定額

(単位：人・千円)

年度	均等割のみを納めるもの		均等割と所得割を納めるもの		
	納税義務者数	均 等 割 額	納税義務者数	均 等 割 額	所 得 割 額
令和3年度	9,002	31,508	62,434	218,518	6,333,256
令和4年度	8,763	30,671	61,670	215,846	6,576,133
令和5年度	8,441	29,544	61,739	216,086	6,437,262
令和6年度	13,588	40,764	57,751	173,253	6,144,529

課税状況調（各年7月1日現在）による

法人市民税調定額

(単位：千円)

年 度	申告件数 (件)	法人税割	均 等 割	計
令和3年度	5,921	1,960,438	507,392	2,467,830
令和4年度	6,079	2,286,501	511,017	2,797,518
令和5年度	6,136	2,086,418	509,290	2,595,708

固定資産税調定額



(単位：千円)

年 度	土 地	家 屋	償 却 資 産	計
令和3年度	3,041,822	4,004,045	1,911,232	8,957,099
令和4年度	2,986,714	4,268,025	1,973,240	9,227,979
令和5年度	2,950,635	4,426,945	1,938,338	9,315,918
令和6年度	2,917,552	4,387,637	1,967,040	9,272,229

(上記には国有資産等所在地交付金は含まない。令和6年度分は10月末現在)

軽自動車税（種別割）課税状況



(単位：台・千円)

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額
原動機付自転車	16,118	33,834	15,891	33,444	15,533	32,784
軽自動車	66,009	562,511	66,070	574,562	65,878	583,803
小型特殊	994	4,251	1,015	4,288	1,049	4,376
二輪の小型自動車	1,866	11,196	1,950	11,700	1,969	11,814
合計	84,987	611,791	84,926	623,993	84,429	632,778

(各年度4月1日現在) ※端数処理の関係上、合計と一致しないことがあります。

市たばこ税調定額



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
売渡本数(本)	166,811,543	164,429,327	166,187,318	165,158,432
調定額(千円)	979,858	1,037,096	1,088,859	1,082,118

入湯税調定額



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	24,990	30,605	47,880	51,783
調定額(千円)	3,748	4,591	7,182	7,767

今治市の市税の徴収状況および主な税の調定額の推移は以上のとおりです。令和5年度の税収については、減収となりました。

市税についてのより詳しい内容は今治市市民税課ホームページに「市税概要」を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

市税のお支払いに関すること

納税課 0898-36-1512

固定資産税の課税に関すること

資産税課 0898-36-1511

住民税・軽自動車税その他市税の課税に関すること

市民税課 0898-36-1510



今治市への「ふるさと納税」寄付状況

「ふるさと納税今治」の状況

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	27,974	38,102	43,766	71,955
寄付額(千円)	844,946	1,066,228	1,164,030	1,717,098

ふるさと納税に関すること

i.i.imabari! 推進課 0898-36-1554

3rd SETOUCHI MINATO Marché



SETOUCHI MINATO
Marché

2025.4.13 SUN ~ 2026.3.22 SUN

■第2・第4日曜OPEN ■6~9月ナイトバルシェ

瀬戸内の「うまい！」に出会える海辺のマルシェ

おだやかな瀬戸内の海と島々、行き交う船。

獲れたてのお魚や新鮮なお野菜、タオルやお菓子など特産品が盛りだくさん。

人と人との繋がりがから生まれる美味しい輪が、潮風心地よい今治港から広がります。

開催日時は公式HPから

<https://setouchi-mm.com>



周辺駐車場
情報ブック

ご使用にはMEQOEアプリの
ダウンロードが必要です。



ボランティア
スタッフ募集

2025年4月から活動いた
だけるボランティアスタッフ募集



2025年度
WEB広告募集

年間60万ページビューの
WEBサイトです。



せとうちみなとマルシェスポンサー各社

西染工/峠店にっしー/IJC/アクトプラス/アリスタ・木曾/いずみ観光/一広/一宮運輸/イマダイコーポレーション/今治カントリー倶楽部/今治市工芸事業協同組合/今治造船/今治タコ工業組合/潮冷熱/愛媛県警備保障/愛媛三段ブロック/愛媛総合警備保障/エムエムハウス/大沢化学工業所/越智工業所/越智電気工事/越智電機産業/越智昇鉄工/越智宗/ガルバ興業/河上工務店/川辺/五洋建設/坂本考弘税理士事務所/さくら工業/三経プランニング/四国ガス/四国通建/四国浴材/四国浴材商事/しまなみ/新来島どっく/水成工業/スカイピア/杉の子会/スジャ/セコム/瀬戸内しまなみリーディング/セトデン/双輝汽船/第一印刷/太陽石油販売/タニグチ/TTL/東京海上日動火災保険/東予液化ガス/トミナ不動産商事/伯方果汁/波止浜興産/ハラブレックス/BEMAC/東町法律事務所/広島銀行/藤高/藤本重機/プライム・ハラ/母恵夢本舗/ホンダカーズ愛媛北/マイタウン今治新聞社/誠建設/真鍋造機/丸栄タコ/MIKASA/みずほ銀行/ワシ屋グループ/渡辺建設

アカマツ/イオンモール今治新都市/一富士/いづも/今治衛生/今治空調設備/今治国際ホテル/今治コミュニティ放送/今治商工会議所/今治大成保温/今治舗道/今治薬剤師会/今治ヤンマー/A-GOLFRANGE/ENEOSグループエナジー/愛媛汽船/愛媛信用金庫/岡本化成/岡山理科大学今治キャンパス/鎌田電気水道/キクガワ自動車/木下ソーイング/近代設備工業/助友会きら病院/橋樑紋織/くりの木不動産/ケイエーエヌ/コマ電設/コンテックス/近藤工業所/ザ・ドアーズ/重松建設/四国アイビ/しまなみプライムホテル今治/瀬戸内舗道/瀬野汽船/世良建設/丹下水道ポンプ工業所/ティー・トレード/東京海上日動パートナーズ中国四国/東慶海運/東石/東洋道路/富田水道工業所/野間工務店/日浅/楢垣造船/フジグラン今治/丸馬銘木/丸山タコ/三菱UFJ銀行/明治安田生命保険/八木酒造所/山本精工所/吉源石油/リアラン

主催/せとうちみなとマルシェ実行委員会

問合先/せとうちみなとマルシェ実行委員会事務局(公益社団法人今治地方観光協会内)

〒794-0013 愛媛県今治市片原町1丁目100番地3 みなと交流センター3F

TEL:0898-22-0909 FAX:0898-22-0929 E-mail: info@setouchi-mm.com



X(旧Twitter)



facebook



Instagram